

# 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 6 月 4 日

シナネンホールディングス株式会社

2026年6月4日

株式交換に係る事前開示書面

東京都品川区東品川一丁目39番20号  
シナネンホールディングス株式会社  
代表取締役 中込 太郎

当社及びE スマートエナジー株式会社（以下「E スマートエナジー」といいます。）は、2026年5月29日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、E スマートエナジーを株式交換完全子会社、効力発生日を2026年6月30日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

- 1 株式交換契約の内容  
別紙1記載のとおりです。
- 2 交換対価の定め相当性に関する事項  
別紙2記載のとおりです。
- 3 新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
- 4 株式交換完全子会社（E スマートエナジー）に関する事項
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙3記載のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
E スマートエナジーは、当社との間で、2026年5月29日、本株式交換契約を締結しました。
- 5 株式交換完全親会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
当社は、E スマートエナジーとの間で、2026年5月29日、本株式交換契約を締結しまし

た。

- 6 本株式交換の効力発生日以後における株式交換完全親会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項  
会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

## 別紙 1

株式交換契約書の内容

# 株式交換契約書

シナネンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びEスマートエナジー株式会社（以下「乙」という。）とは、2026年5月29日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を甲に取得させることにつき合意する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の通りである。

（甲）株式交換完全親会社

商号：シナネンホールディングス株式会社

住所：東京都品川区東品川一丁目39番20号

（乙）株式交換完全子会社

商号：Eスマートエナジー株式会社

住所：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

## 第3条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に28を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 前項の対価の割当てについては、甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の普通株式28株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

## 第4条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 金0円

(2) 資本準備金 金0円

(3) 利益準備金 金0円

(4) その他資本剰余金 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控

除した 金額

#### 第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年6月30日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意（但し、甲及び乙は合理的理由なくして合意を拒絶しないものとする。）の上、これを変更することができるものとする。

#### 第6条（株式交換契約承認総会）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の定めに基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
- 2 乙は、2026年5月29日を開催日として株主総会を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上（但し、甲及び乙は合理的理由なくして合意を拒絶しないものとする。）、当該株主総会の開催日を変更することができるものとする。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したときは、甲乙協議し合意の上（但し、甲及び乙は合理的理由なくして合意を拒絶しないものとする。）、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

#### 第9条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約に関する承認及び本株式交換

に必要な事項に関する株主総会決議が得られなかった場合

- (2) 乙において、第6条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

#### **第10条（本株式交換の効力）**

本株式交換の効力は、株式会社エコログ（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）間で締結された2026年5月22日付吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、生じるものとする。

#### **第11条（本契約上の地位等の譲渡禁止）**

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

#### **第12条（準拠法及び管轄裁判所）**

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第13条（本契約規定以外の事項）**

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

<以下余白>

本契約の成立を証するため、本契約書原本 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2026 年 5 月 29 日

甲：東京都品川区東品川一丁目 39 番 20 号  
シナネンホールディングス株式会社  
代表取締役社長 中込 太郎

乙：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号  
E スマートエナジー株式会社  
代表取締役 児玉 雄輝

## 別紙 2 交換対価の定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

### 1 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 本株式交換に係る割当ての内容

- ① 本株式交換に際し、当社は、E スマートエナジーの普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 28 株を割当て交付いたします。
- ② 当社が本株式交換により交付する株式は、当社普通株式 28,000 株を予定しており、その交付に当たっては、当社が保有する自己株式を充当する予定です。
- ③ 本株式交換に伴い、当社普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる E スマートエナジーの株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当社が当該端数に応じた金額を支払う予定です。

#### (2) 割当ての内容の根拠

当社は、本株式交換における交換比率の決定にあつては、その公平性及び妥当性を慎重に検討するため、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案しながら、E スマートエナジーとの間で慎重に協議・交渉を重ねました。また、当社は本株式交換比率の決定に際し、2026 年 5 月 25 日までに入手した情報及び経済条件等を総合的に考慮しております。その結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日付の取締役会決議により決定し、両社間で本株式交換を実施することを合意しました。

#### (3) 算定に関する事項

当社株式については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を採用して算定を行いました。

E スマートエナジー株式会社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

なお、各評価手法の算定の結果に基づく当社普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の評価レンジは、26.54～43.95 です。

#### (4) 公正性を担保するための措置

公正性を担保するため、エムケーアソシエイツ合同会社を、当社および E スマートエナジーから独立した第三者算定機関として選任しております。同社は、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して特記すべき重要な利害関係を有しておりません。エムケーアソシエイツ合同会社は、株式交換比率の検討に際しては、2026 年 3 月 31 日までに入手した情報及び経済条件を考慮しております。当社は、当該算定結果に加え、

2026年5月25日までに入手した情報及び経済条件等を総合的に考慮の上、本株式交換比率について判断しております。

- 2 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項  
本株式交換に際して増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。
- (1) 増加する資本金の額：0円／会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
  - (2) 増加する資本準備金の額：0円／会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
  - (3) 増加する利益準備金の額：0円／会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額

### 別紙 3

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表 (2026年3月31日)

科目	金額
普通預金	9,832,950
未収金	74,450
[資産合計]	9,907,400
未払金	123,890
未払法人税	11,600
[負債合計]	135,490
資本金	5,000,000
資本準備金	5,000,000
繰越利益剰余金	△228,090
[純資産合計]	9,771,910

損益計算書（自 2026 年 1 月 28 日 至 2026 年 3 月 31 日）

科 目	金額
通信費	855
租税公課	274,050
消耗品費	14,500
[販管費合計]	289,405
[営業利益]	△289,405
雑損失	1,535
[経常利益]	△290,940
法人税等	△62,850
[当期純利益]	△228,090

(注1) E スマートエナジーの 2026 年 3 月期の決算については、同社の株主総会による承認前の情報です。

(注2) E スマートエナジーは、2026 年 1 月 28 日に設立された会社であり、2026 年 3 月期においては事業を開始していないため、売上高の実績はありません。